

項 目	土砂災害の未然防止に関する規定の整理
現 状	<p>三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下、「土砂条例」という。）では、無秩序な土砂等の埋立て等（盛土、一時堆積、埋立て）を防ぎ、災害を未然に防止するため構造基準等の規定を設けています。</p> <p>令和5年5月に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）でも、盛土等（盛土、一時堆積、切土）に伴う崖崩れ等の災害の防止のため、構造基準等の規定が設けられています。</p> <p>盛土規制法では、規制の対象とする盛土等の行為が土砂条例より多く、無許可で行った場合等の罰則が条例の上限よりも高い水準で設けられるなど、条例より厳しい規制が行われます。</p> <p>個別法で災害防止の規定が設けられている盛土等の行為については「土砂災害の発生のおそれがないと認められる工事」として盛土規制法の許可の適用除外とされています。</p> <p>窪地を埋める行為については、盛土規制法の規制の対象外とされています。</p> <p>このような状況を踏まえ、土砂条例と盛土規制法の災害の未然防止に係る規定について整理が必要です。</p>
課 題	<p>① 土砂条例で対象としている「盛土、一時堆積」は、盛土規制法でも構造基準が設けられているため、盛土規制法の構造基準のみで十分か検討が必要です。</p> <p>② 土砂条例で対象としているが、盛土規制法で土砂災害の発生のおそれがないと認められる行為について、土砂条例で構造基準を適用すべきか検討が必要です。</p> <p>③ 土砂条例で対象としている窪地を埋める行為である「埋立て」について、盛土規制法では、規制の対象外とされているため、土砂条例で構造基準を適用すべきか検討が必要です。</p> <p>④ 土砂条例では、埋立て等区域及びその周辺で土砂等の埋立て等が継続して行われることにより人の生命、身体または財産を害するおそれが認められる場合に知事は、土砂の搬入を禁止する区域を指定（搬入禁止区域の指定）できるとしています。盛土規制法で規制される規制区域内でも土砂条例の「搬入禁止区域の指定」の規定を適用すべきか検討が必要です。</p> <p>⑤ 土砂条例で対象としている「許可取得前の住民への周知」や標識の掲示等については、盛土規制法でも規定が設けられているため、盛土規制法のみで十分か検討が必要です。</p>
主な論点	<p>① 盛土規制法の規制対象となる行為については、土砂条例の構造基準を適用しないこととしてよいか。</p> <p>② 盛土規制法では適用除外となる行為（盛土規制法施行令及び盛土規制法施行規則で定める行為）について、土砂条例の構造基準を適用しないこととしてよいか。</p>

	<p>③ 盛土規制法の規制対象外となる行為（埋立て）については、土砂条例の構造基準を適用しないこととしてよいか。</p> <p>④ 盛土規制法の構造基準で十分であると整理された場合、規制区域内において、土砂条例による災害防止のための搬入禁止区域の指定を適用除外としてよいか。</p> <p>⑤ 盛土規制法で規定する「住民への周知」等が行われる場合は、土砂条例の同等の規定が適用されたとみなしてよいか。</p>
方向性	
関係資料	資料 2 - 2、資料 2 - 3、資料 2 - 4、資料 5、資料 6、資料 8

課題検討シート 2

項 目	土砂基準の確認に関する規定の整理
現 状	<p>土砂条例では、生活環境の保全の観点から、埋立て等に使用される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準（以下「土砂基準」という。）を定めており、何人に対しても土砂基準に適合しない土砂等を使用した土砂等の埋め立て等を行うことを禁止しています。</p> <p>土砂条例では、一定規模以上の土砂等の埋立て等の行為に対して、埋立て等の区域ごとに三年を限度とした許可制度とし、許可後は、搬入しようとする土砂等の発生場所、汚染のおそれのないことを確認させるとともに、定期的な水質調査と完了時等に水質及び土壌の調査により埋め立て等の区域に汚染のおそれがないこと等を確認しています。</p> <p>土砂条例では、搬入予定の土砂等が改良土及び再生土の場合、リサイクル認定等の書類の提出を義務づけ安全性を確認しています。</p> <p>これらの事項は、盛土規制法に規定はありません。</p>
課 題	<p>① 「土砂災害の未然防止に関する規定の整理」（課題検討シート 1）により、盛土規制法の規制区域内で、土砂条例の構造基準が適用されないと整理された行為については、許可制度にそぐわなくなることから、一定規模以上の土砂等の埋立て等の行為について、許可制度に代えて届出等により必要な審査が行えるか検討が必要です。</p> <p>② 土砂条例では、埋め立て開始から三年のうちに完了時の土砂基準適合確認が行われますが、盛土規制法では、規制区域内での行為について期間が設けられていないことから安全性確認の時期について整理が必要です。</p> <p>③ 土砂条例では、土砂の搬入期間中には、行為者に対し土砂基準への適合性等（搬入しようとする土砂等の発生場所及び汚染のおそれのないこと、搬入継続中における排水の水質基準、完了時の水質基準及び土砂基準）を確認することに加え、土量に関する報告等（搬入量報告及び管理台帳の作成）が義務付けされていますが、盛土規制法の規制区域内では、土量に関する報告等の必要性について、整理が必要です。</p> <p>④ 盛土規制法で土砂災害の発生のおそれがないと認められると整理された工事について、土砂条例の構造基準を適用すべきかの検討と合わせ、土砂基準についても適用すべきか検討が必要です。</p>
主な論点	<p>① 一定規模以上の土砂等の埋立等の行為のうち、土砂条例の構造基準を適用しないと整理した行為については、土砂条例で土砂基準の適合性を確認していく必要があるため、土砂等の搬入場所について届出により把握してよいか。</p> <p>② 盛土規制法の規制対象となる盛土等に関する許可の期間は、許可案件ごとで異なることから、土砂条例の完了時の土壌の適合確認は、行為終了時に求めることとしてよいか。</p>

	<p>③ 構造基準の規定について、盛土規制法の構造基準のみで十分と整理した場合、土砂条例で規定している「土量に関する報告」等は不要としてよいか。</p> <p>④ 個別法による許認可の取得が必要であり、土質又は水質に関する一定の基準が設けられ、必要な措置についても規定されている土砂等の搬入の行為については、土砂基準に関する規定を適用しないとして整理してよいか。</p>
方向性	
関係資料	資料 2 - 2、資料 2 - 3、資料 2 - 4、資料 7、資料 8、資料 9

課題検討シート 3

項 目	その他規定の整理
現 状	<p>土砂条例の施行後に盛土規制法が施行されていることから、<u>土砂条例の欠格要件</u>には、盛土規制法の違反に係る事項はありません。</p> <p>土砂条例では、許可の申請があった場合、関係市町長に通知し土砂災害の防止及び生活環境の保全上の見地から意見を聴く規定を設けています。</p> <p>盛土規制法では、<u>規制区域の指定の際にすでに法の規制対象となる行為</u>を行っている場合は、21日以内に知事に届出を行うこととされていますが法の構造基準は適用されません。</p> <p>土砂条例では、条例を適正に執行するにあたり、実効性を担保するため、各条の規定に違反した者に対して<u>罰則</u>を科すことができます。</p>
課 題	<p>① 土砂条例の施行後に盛土規制法が施行されていることから、土砂条例の欠格要件については、盛土規制法の違反等の事項の扱いについて整理が必要です。</p> <p>② 土砂条例では、一定規模以上の土砂等の埋立て等の行為について、引き続き、生活環境の安全性の確認を行うために届出制を新たに設けることとした場合、市町と情報共有する仕組みが必要です。</p> <p>③ 盛土規制法の規制区域の指定後、土砂条例の許可が有効な埋立て等の行為が続いている場合、構造基準の適用について整理が必要です。</p> <p>④ 土砂条例の罰則等については、土砂条例の実効性が担保できるよう整合を図る必要があります。</p>
主な論点	<p>① 盛土規制法は土砂条例と同じく災害の未然防止を目的とする法令であることから、土砂条例の欠格要件の事項に、盛土規制法の違反事項を加えることとしてよいか。</p> <p>② 届出制を設けた場合の市町との情報共有については、届出の受理後に市町へ通知を行う等の新たな仕組みを設けてもよいか。</p> <p>③ 盛土規制法の規制区域の指定日に、土砂条例の許可を受けている者が、法の規制区域の指定日から21日以内に盛土規制法の届出を行った場合であっても、引き続き、土砂条例の構造基準を適用し、当該許可の期間は土砂条例による規制を行うことができるよう経過措置を設けることとしてよいか。</p> <p>④ 一定規模以上の土砂等の埋立て等の行為について、引き続き、土砂基準の確認を行うために届出制を新たに設けることを検討していることから、土砂条例の罰則等については、新たな届出制度に係る届出違反を加えることとしてよいか。</p>
方向性	
関係資料	資料8

●土砂災害の未然防止に関する規定の整理

- ① 盛土規制法の規制区域内では、盛土規制法の規制対象となる行為（盛土、一時堆積）について、土砂条例の構造基準を適用しないこととします。
- ② 盛土規制法の適用除外となる行為（盛土規制法施行令及び盛土規制法施行規則で定める行為）について、土砂条例の構造基準を適用しないこととします。
- ③ 盛土規制法の規制対象外となる行為（窪地の埋立て）については、土砂条例の構造基準を適用しないこととします。
- ④ 土砂条例の「搬入禁止区域の指定」に係る規定については、盛土規制法の規制区域内では適用しないこととします。
- ⑤ （盛土規制法の規制区域内は、）盛土規制法で実施された「住民への周知」については、土砂条例の「住民への説明会」が実施されたものとみなします。

●土砂基準の確認に関する規定の整理

- ① 土砂条例では、一定規模以上の盛土等について、引き続き、生活環境の保全の観点から、土砂基準の適合性の確認を行っていきます。また、搬入場所の把握を行い、土壌及び水質の安全を確認するために、届出制を新たに設けます。
- ② 土砂条例において、土砂等が搬入された埋立て等区域内の土壌の土砂基準の適合確認は、行為の終了時に求めます。
- ③ 土砂条例により土砂の搬入時に確認する事項において、盛土規制法の規制区域内では、土量に関する報告及び管理台帳は省略します。
- ④ 土砂条例の土砂基準の規制対象から鉱山保安法における行為を適用除外とします。

●その他規定の整理

- ① 盛土規制法は土砂条例と同様に、災害の未然防止を目的とする法令であることから、土砂条例の欠格要件の事項に、盛土規制法の違反（第 12 条第 1 項の規定に違反して、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき等）の事項を加えます。
- ② 新たに届出制を設けた場合の市町との情報共有については、届出の受理後に市町へ通知を行うこととします。
- ③ 盛土規制法の規制区域の指定日に、土砂条例の許可を受けている者が、法の規制区域の指定日から 21 日以内に盛土規制法の届出を行った場合であっても、引き続き、許可の期間内は土砂条例の規制を継続します。
- ④ 生活環境の保全に資するための罰則等の規定に搬入場所の届出を加えます。